

広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議 の事務取扱要領について

(趣旨)

第1条 介護保険の保険者としての機能強化の観点から、市町の方針に則った介護サービス基盤整備を確保するため、居宅サービス（以下、第4条に規定する居宅サービスに限る。）の指定及び定員の増員変更について、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事務手続等を定めるものとする。

(指定等の方針)

第2条 法に規定する事項のほか、市町介護保険事業計画に基づく介護サービス基盤整備を確保し、各市町の「地域包括ケアシステム」の構築に資するよう、当該市町の意向等を尊重する。

(対象とする地域)

第3条 対象とする地域は、次のとおりとする。

広島県内の市町（広島市、福山市、呉市及び三次市を除く。）

(対象とする介護サービス)

第4条 この要領で対象とする居宅サービスは、次のとおりとする。

通所介護（介護保険法第8条第7項の規定に基づく通所介護）

介護予防通所介護（介護保険法附則（平成26年6月25日法律第83号）第10条の規定に基づく介護予防通所介護）

短期入所生活介護（介護保険法第8条第9項の規定に基づく短期入所生活介護）

介護予防短期入所生活介護（介護保険法第8条の2第9項に基づく介護予防短期入所生活介護）

(定義)

第5条 この実施要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指定申請予定事業者 第3条の市町で居宅サービスの指定申請を行おうとする事業者をいう。

(2) 定員変更予定事業者 第3条の市町で居宅サービスの定員の増員変更を行おうとする指定事業者をいう。

(指定申請を行う場合の市町への事前相談)

第6条 指定申請予定事業者は、居宅サービスの開設予定計画の内容について、開設予定場所における市町に、別表1の書類をもって、事前の相談を行うものとする。但し、市町において、人員、設備及び運営に関する基準の審査は行わない。

2 前項の規定による相談を受けた市町は、必要に応じ、県にその相談内容について情報提供するものとする。

(指定申請を行う場合の県への協議)

第7条 第6条の事前相談を行った指定申請予定事業者は、居宅サービスの指定について、あらかじめ広島県知事（以下「知事」という。）に協議（以下「事前協議」という。）を行うものとする。

- 2 前項の協議は、法第70条に規定する指定申請の前に、別記様式第1号の居宅サービス事業所の新規指定に係る事前協議書（以下「新規指定事前協議書」）、及び別表1に掲げる書類正副2部を、広島県知事（以下「知事」という。）に提出することにより行うものとする。
- 3 知事は、前項の新規指定事前協議書を受領したときは、その副本を開設予定地の市町長に送付し、別記様式第2号の居宅サービス事業所の新規指定に係る意見書（以下「新規指定意見書」という。）を提出するよう求めるものとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づき提出された新規指定意見書において、居宅サービスの指定等に係る条件等が付されていた場合は、当該意見に係る条件等を指定申請予定事業者に対して通知するとともに、指定申請予定事業者から条件等に係る対応方針、改善方法等について文書で回答を求めるものとする。
- 5 知事は、第2項の新規指定事前協議書の内容について審査した結果、当該協議に係る内容がこの実施要領に適合し、かつ、前項の回答が新規指定意見書に付された条件等を満たしていると認めるときは、指定申請予定事業者に対して別記様式第3号の居宅サービス事業所の新規指定に係る事前協議済書を交付するものとする。
- 6 指定申請予定事業者は、開発許可、建築許可又は建築確認等の申請を必要とする場合は、前項の事前協議済書を受領した後に行うものとする。
- 7 前項に定める居宅サービスの指定に関する県との具体的な協議は、指定申請予定事業者と行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の指定申請事業者以外の者のみとは、原則行わないものとする。

（定員の増員変更を行う場合の市町への事前相談）

第8条 定員変更予定事業者は、居宅サービスの定員の増員変更を行う場合は、変更内容について、指定介護事業所のある市町に、別表2の書類をもって、事前に相談を行うものとする。但し、市町において、人員、設備及び運営に関する基準の審査は行わない。

（定員増員変更を行う場合の県への事前協議）

第9条 第8条の事前相談を行った定員変更予定事業者は、居宅サービスの定員の増員変更を行う場合は、あらかじめ知事に協議を行うものとする。

- 2 前項の協議は、法第75条第1項に規定する届出の前に、別記様式第4号の居宅サービス事業所の定員変更に係る事前協議書（以下「定員変更事前協議書」という。）、及び別表2に掲げる書類正副2部を添付し、知事に提出することにより行うものとする。
- 3 知事は、前項の定員変更事前協議書を受領したときは、その副本を事業所の所在する市町長に送付し、別記様式第5号の居宅サービス事業所の定員変更に係る意見書（以下「定員変更意見書」という。）を提出するよう求めるものとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づき提出された定員変更意見書において、定員変更に係る条件等が付されていた場合は、当該意見に係る条件等を定員変更予定事業者に対して通知するとともに、定員変更予定事業者から条件等に係る対応方針、改善方法等について文書で回答を求めるものとする。
- 5 知事は、第2項の定員変更事前協議書の内容について審査した結果、当該協議に係る変更内容がこの実施要領に適合し、かつ、前項の回答が定員変更意見書に付された条件等を満たしていると認めるときは、定員変更予定事業者に対して別記様式第6号の居宅サービス事業所の定員変更に係る事前協議済書を交付するものとする。

6 定員変更予定事業者は、開発許可、建築許可又は建築確認等の申請を必要とする場合は、前項の事前協議済書を受領した後に行うものとする。

7 前項に定める居宅サービス事業所の定員変更に関する県との具体的な協議は、定員変更予定事業者と行うものとし、設計事務所、コンサルティング会社等の指定申請事業者以外の者のみとは、原則行わないものとする。

(新規指定及び定員変更における基準)

第10条 第7条第3項及び第9条第3項において、各市町が意見書作成にあたり、基準とするのは次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 当該市町が当該市町介護保険事業計画に則った基盤整備に該当すると認める場合。
- (2) 当該市町介護保険事業計画で定める目標に既に達しているものの、提供サービスの内容において、機能訓練について、次の機能を有し、高齢者の自立支援に特に資するものと当該市町が認める場合。

サービス種別	機能訓練の内容
通所介護	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に基づく「個別機能訓練加算（Ⅱ）」を算定できる体制を有しており、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とする。
短期入所生活介護	身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とする。

(3) この要領を施行する前から、事業者が、施設の整備等に着手している場合。

(4) その他、当該市町長が「やむを得ない特別な事情」に該当すると認める場合。

(申請及び協議の取下げ)

第11条 指定申請予定事業者及び定員変更予定事業者は、第7条による新規指定事前協議書及び第9条による定員変更事前協議書を提出した後に取り止める場合は、別記様式第7号の取下書を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の取下書を受領したときは、市町長にその旨を通知するものとする。

(その他)

第12条 本要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表1 (第6条, 第7条関係)

区 分	添 付 書 類
通所介護 介護予防通所介護	(通所介護・介護予防通所介護事業者の指定申請に係る添付書類一覧から以下の書類を抜粋) ①通所介護・介護予防通所介護事業者の指定に係る記載事項 (別紙6) ②事業所の平面図 ③付近見取図 ④建物配置図 ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の指定申請に係る添付書類一覧から以下の書類を抜粋) ①短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項 (別紙8) ②事業所の平面図 ③付近見取図 ④建物配置図 ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

別表2 (第8条, 第9条関係)

区 分	添 付 書 類
通所介護 介護予防通所介護	(通所介護・介護予防通所介護事業者の変更届に係る添付書類一覧から以下の書類を抜粋) ①通所介護・介護予防通所介護事業者の指定に係る記載事項 (別紙6) ②事業所の平面図 ③付近見取図 ④建物配置図 ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の変更届に係る添付書類一覧から以下の書類を抜粋) ①短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業者の指定に係る記載事項 (別紙8) ②事業所の平面図 ③付近見取図 ④建物配置図 ⑤従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

居宅サービス事業所の新規指定に係る事前協議書

平成 年 月 日

広島県知事 へ
(各厚生環境事務所)

所在地
名称
代表者氏名 印

次のとおり居宅サービス事業所の指定申請を計画したので、広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議の事務取扱要領第7条第2項の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の開設場所
- 3 居宅サービス事業所の内容
- 4 開設予定年月日

事務担当
電話

居宅サービス事業所の新規指定に係る意見書

平成 年 月 日

広島県知事 あて
(各厚生環境事務所)

〇〇市町長 印

当市（町）における〇〇居宅サービス事業所の新規指定に係る意見は、次のとおりです。

- 1 開設予定の〇〇居宅サービス事業所の名称
- 2 開設予定場所 〇〇市（町） 〇〇番地
- 3 開設者名 〇〇法人
代表者 〇〇 〇〇
- 4 利用定員 〇〇人
- 5 〇〇居宅サービス事業所の新規指定に関する意見

担当 〇〇市（町） 介護保険課
電話
(担当者 〇〇)

居宅サービス事業所の新規指定に係る事前協議済書

平成 年 月 日

（設置予定者） 様

広島県知事 印

次の居宅サービス事業所の新規指定に係る事前協議については、広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議の事務取扱要領第7条第5項に基づく事前協議済みであることを認めます。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の場所
- 3 開設予定場所
- 4 開設予定年月日

居宅サービス事業所の定員変更に係る事前協議書

平成 年 月 日

広島県知事 へ
(各厚生環境事務所)

所在地
名称
代表者氏名

印

次のとおり居宅サービス事業所の定員の増員変更を計画したので、広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議の事務取扱要領第9条第2項の規定により、関係書類を添えて協議します。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の場所
- 3 利用定員の増員変更内容
- 4 増員変更の理由
- 5 変更予定年月日

事務担当
電 話

居宅サービス事業所の定員変更に係る意見書

平成 年 月 日

広島県知事 あて
(各厚生環境事務所)

〇〇市町長 印

当市（町）における〇〇居宅サービス事業所の定員変更に係る意見は、次のとおりです。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の場所
- 3 居宅サービス事業所の定員変更に関する意見

担当 〇〇市（町） 介護保険課
電話

(担当者 〇〇)

様式第6号（第9条関係）

居宅サービス事業所の定員変更に係る事前協議済書

平成 年 月 日

（設置予定者） 様

広島県知事

印

次の居宅サービス事業所の定員変更に係る事前協議については、広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議の事務取扱要領第9条第5項に基づく事前協議済みであることを認めます。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の場所
- 3 定員変更の内容
- 4 変更予定年月日

居宅サービス事業所新規指定申請に係る事前協議書取下書
又は居宅サービス事業所定員変更事前協議書取下書

平成 年 月 日

広島県知事 あて
(各厚生環境事務所)

所在地
名称
代表者氏名 印

平成 年 月 日付で、広島県通所介護及び短期入所生活介護事業所等の指定等に関する事前協議の事務取扱要領に基づき協議した次の介護事業所の計画については、次の理由から、同要領第11条第1項の規定により、取り下げることとします。

- 1 居宅サービス事業所の名称
- 2 居宅サービス事業所の場所
- 3 取下げ理由

事務担当
電話

